

2006年5月25日

民間団体への援助に関する検討会第2回資料

国立精神・神経センター 精神保健研究所
中島 聡美

1. **現在、我が国ではどのような民間団体が、どのような活動を行っているのか。**
 - 団体の種類（犯罪類型別、法人格別）活動内容、全国的なネットワーク等民間団体の概況の把握
（別紙1）
 - ・ ここにあげたのは一部であるが、主要なものとしては犯罪被害、交通事故、性暴力被害、配偶者間暴力、児童虐待などの被害者を対象としたものが多い。
 - ・ 団体の形態では、支援者のみによるもの、当事者のみによるもの、当事者と支援者の両方によるものがある。
 - ・ 活動内容は、交流、支援（情報提供、カウンセリング、紹介など）、社会への啓発、法の設立等刑事司法制度の改革であり、団体によって焦点を置いているものは異なっている。
 - ・ 資金は会費のみのところや、会費をとらず寄付のみのところなど多様であるが、どこも資金難な様子がかがわれる。他機関からの寄付等を望まないポリシーのところ以外では助成金を希望している。

2. **犯罪被害者等が要望する支援のうち、民間団体で行うことが期待されるもの（具体的な活動）は何か。**
 - 法廷への付添いやカウンセリングなど具体的な活動内容の抽出・把握

犯罪被害者実態調査報告書（犯罪被害者実態調査委員会，2003）別紙2参照
 - (1) 事件直後の支援のニーズ（p7）
 - ・ ニーズの高い援助は男女共通で、「そばで話を聞いてもらうこと」、「身の安全を守ってもらうこと」、「カウンセリング」、「警察や病院への付き添い」、「家族や会社への連絡」である。
 - ・ これらのうち、「話を聞いてもらう」は半数以上が行われていたが、ニーズの高い「カウンセリング」や「身の安全を守ってもらうこと」については援助を受けている率が低い。
 - ・ 男女で比較すると女性のほうがやや援助を受けている割合が全体的に高い。
 - ・ 被害別でみると、性暴力被害者では付き添いやカウンセリング、保護などのニーズが高い一方家事などのニーズは比較的低い。遺族や身体犯被害者では半数近くが家事や食事サービス、その日泊まる場所の確保提供など生活支援を必要としていた。
 - (2) 調査時点（被害から2～4年後）のニーズ（p7）
 - ・ 被害当初より全般的にニーズは低くなっているが、その中でも「話を聞いてもらうこと」は約38%が必要、「身の安全の保護」は32%が、「カウンセリング」は29%などのニーズが高くなっていた。
 - ・ 身の回りの手伝いについてのニーズは低くなっているものの、1割近くの人がまだ必要としていた。
 - ・ 調査時点で実際に援助を受けている率は「話を聞いてもらう」以外は、10%未満と低

い。話を聞いてもらうことは女性では 27%が受けており、男性の 9.3%の 3 倍近い

(3)民間被害者支援団体からの援助とニーズ (p15)

- ・ 民間被害者支援団体からの支援を受けたものは全体として 8%、被害別では遺族が 16%と比較的多い。
- ・ 受けた援助内容は、カウンセリングや話し相手が最も多く、そのほか「損害賠償や保険の手続きについての情報提供」、「捜査や裁判の手続きなどの情報提供」、「警察・検察への付き添い」、「弁護士の紹介」などであった。「病院への付き添いや家事の手伝い」などは極めて少ない。
- ・ 受けた支援に対しては、約半数が満足としており、良かった点としては、「事情をよく聞いてもらえた」、「対応が親切」、「捜査や裁判、民事訴訟についての情報を提供してもらった」などであった。
- ・ 悪かった点としては、「自分が希望する援助を受けられなかった」、「相談の時間帯や手段が限られていた」、「アクセスが不便」、「必要な時に援助が受けられない」、「対応がわるい」などであった。
- ・ 民間被害者支援団体から現在支援を受けている被害者は全体の 1 割にも満たない程度であり、カウンセリングや相談相手となっている場合が多い。これは被害者のニーズも高い項目である。一方、被害者のニーズが高い身の安全の保護、身の回りの手伝い、また直後の支援については不十分である。

(4)まとめ

- ・ 民間被害者支援団体が被害者の需要に対応して行うべきは、ニーズの高い被害直後の支援であり、直後では相談相手となるほかに、付き添い、連絡、宿泊の手配、家事支援などかなり幅広いどちらかというところソーシャルワーク的活動が必要となる。身の安全の保護については直接は行えないが、シェルターや保護できる機関あるいは対応などについて間接的な助言は可能であると思われる。
- ・ 長期的な支援としてはニーズの高い、カウンセリングや様々な相談役として機能することが重要であると思われる。
- ・ 被害者支援活動の具体案（参考資料）
- ・ 活動のタイプとしては、特に直後はソーシャルワーク活動が中心である。しかし、基本的なカウンセリングの技術は十分に備えている必要がある。また、被害者側の刑事司法や民事上の手続きに対する支援のニーズが高いことから、それらの知識を十分に学んでいる必要がある。
- ・ 被害者側の需要に対し、民間被害者支援団体のかかわる率が極めて少ないことが最も大きな問題である。これは被害者の支援団体の認知の低さか、敷居の高さか、あるいは被害者支援団体の利用のしにくさ（開設時間が不十分か）については検討が必要である。
- ・ 直後では特に、被害者がかかわる機関からの紹介が重要であり、現在は警察が中心であるが、特に医療機関（救命救急、外科、産婦人科）、遺族であれば監察医との連携が必要であると思われる。また、弁護士や検察、保険会社、関連相談窓口等が被害者支援団体について知って紹介ができることも重要である。

参考 1 中島作成資料 今後の犯罪被害者支援

参考 2

1982年のU.S.President Task Forceで掲げられた被害者支援プログラム

- ・ 現場での危機カウンセリング
- ・ 24時間の被害者・証人ホットライン
- ・ 犯罪に起因する問題について被害者の需要に応じた緊急経済支援
- ・ 被害者支援および補償プログラムの情報提供と紹介
- ・ 被害者補償の支援
- ・ 一般社会への教育
- ・ 被害者・証人の利益のための雇用者への仲介
- ・ 移動サービス・通訳サービス・法廷出廷の際の支持カウンセリングと付き添い

3. 犯罪被害者等が民間団体に要望する支援のうち、現状では何ができて何ができていないのか。また、既に行っている活動についてどのような問題点があるか。

「民間援助団体の活動実態に関する調査報告書」(三菱総研, 2000)から

- (1) 対象：全国被害者支援ネットワークに所属する16の民間団体代表、スタッフへのアンケート調査
- (2) 対象となった団体の特徴
 - ・ 職員は平均2.6名、ボランティアは30.2名と圧倒的にボランティアに依存している。常勤職員は平均1名であった。
 - ・ ボランティアで専門家(医師、弁護士など)がいる団体は、72.2%であった。
- (3) 活動内容
 - ・ 全体の活動の約50%は組織運営で実際の被害者支援は23%であった。
 - ・ 被害者相談の形態は電話によるものが多いところが78.6%で、来所によるものが多いところは約12%であり、電話相談が中心である。
 - ・ 実際の活動は、カウンセリング等精神的な支援(77.8%)、他のサービスを受けられる団体や機関の紹介(66.7%)、弁護士の紹介(61.1%)、被害者支援に対するリーフレットの交付(55.6%)、犯罪被害給付制度の説明(33.3%)、保険の申請や民事訴訟の手続きについての説明(22.2%)、捜査についての進み具合や刑事手続きについての説明(16.7%)、マスコミとの対応(16.7%)、身の安全の確保(11.1%)であった。被害者のニーズの高かった家族の世話や家族や職場との連絡については5%程度にとどまった。病院の付き添い、金銭的支援をおこなっているところはなかった。
 - ・ 一方、相談者が被害者が必要としていることとしてあげているのは、カウンセリング等の精神的な支援(97.8%)、弁護士の紹介(87.5%)、相談相手(85.7%)、身の安全の確保(69.0%)が極めて多いが、実際に行えていない支援、経済的援助(26.2%)、危機介入(40.5%)、病院の手配や付き添い(35.7%)のニーズもかなりあり、また要求されていると思われるものはきわめて多岐にわたっている。
 - ・ しかし、支援活動が被害者にどれくらい役に立っているかについては、「ある程度役に立っている(78.6%)」「大変役に立っている(11.9%)」と役に立っていると考えている相談者が多い。あまり役に立っていないと考えているものは1割に満たない。
- (4) 活動上の問題
 - ・ ボランティアスタッフの感じている支援活動上の問題としては、「ボランティアの数が少なく1人あたりの負担が大きい(41%)」「活動費が少なく十分活動でき

ない(36.9%)」、「専門的知識が不十分なため十分な支援ができていないか不安(27.8%)」などがあげられていた。ボランティアスタッフの75%はなんら資格を有しない一般の人であった。

(5) 資金面について

- ・ 財政状況の見通しについて、よくなると思うと回答したのは、14.5%であった。50.7%は悪くなると回答しており、かなり財政状況が厳しい。また、団体の代表およびスタッフで団体から活動費を支給されているのは31.9%で、60%以上は支給されていない。また支給されている活動費について36.5%は不満であるとしており、1/3の団体では支給されていても十分ではない。
- ・ 活動費を充実させるために団体が行うべきこととして「公的機関に対する補助金等の要請」が89.9%、会員数の拡大が82.6%であり、自助努力もあるが、公的機関の補助金への期待が大きい。
- ・ また公的機関に対する要望として、補助金の増額のほかに、事務所に使用する場所の無料あるいは安価での提供(66.7%)を希望するところが多く、場所の費用がかなり大きいことが推測される。また、直接的な資金援助以外に、「税制上の優遇措置(39.1%)」など寄付を集めやすくするような支援も求められている。

(6) まとめ

- ・ 民間被害者支援団体で現状行われているものの中心は電話相談によるカウンセリングや心理的サポートとしての相談、関連機関・弁護士の紹介、情報提供が中心であり、付き添いや家事支援等アウトリーチ活動は少ない。
- ・ 一方、被害者調査はとくに急性期での付き添いなどアウトリーチでの活動の希望があり、それに現状は対応できていない。
- ・ 対応できていない原因のひとつは、常勤スタッフが少なく(各機関1名)、ボランティアが中心であることと、活動資金の不足があげられる。
- ・ 多くの機関が公的機関からの助成を要望しているが、自力での運営が難しいことが示唆される。

4. 財政的な問題がなければ、民間団体はどこまで活動を行えるのか。

民間被害者支援団体に望まれる活動は、

- ・ 直後から長期まで切れ目なく継続的に行われる
- ・ いかなる相談に対しても窓口としての機能を果たすことができる
- ・ 専門機関で対応できない細かなニーズにきめ細かく対応できる
- ・ 被害者の費用が少ないあるいは無料である
- ・ 十分な訓練を受けた(二次被害をおこさない)スタッフが対応する

金銭的な問題がなければ、被害者の需要に応えるすべてのプログラムを展開できると思われる。特に、現在ほとんど行えていないもので、必要性があると思われるプログラムは以下である。

- ・ 24時間ホットライン
- ・ 24時間危機介入プログラム
- ・ 家事や育児の補助などのアウトリーチでの支援
- ・ 医療機関への付き添い

学校や地域住民への啓発プログラム 専門的カウンセリング

これらのプログラムを行うためには、場所と常勤事務局員、相談者が数名必要となる。また実際にアウトリーチ活動は日中行われる者が多いため、ボランティアには限界があり、有給支援員が必要である。また、専門的カウンセリングを行うためには、精神科医、臨床心理士などのスタッフが必要であるが、ボランティアだけでは困難であろう。

日本で行われていないプログラムとして Rape crisis program がある。欧米では数多い。San Francisco の団体 (San Francisco Women Against Rape) のプログラム¹では有給スタッフ 15 名、ボランティアスタッフ 50 名と通訳ボランティアをそなえている。活動プログラムは以下である

- ・ 24 時間電話相談
- ・ カウンセリング (個人、サポートグループ)
- ・ リーガル・アドボカシー (刑事司法手続きの情報提供、付き添い等)
- ・ メディカル・アドボカシー (医学的検査の付き添い)

費用はすべて無料、団体の資金は、市・郡からの補助金、寄付。ボランティアスタッフは 60 時間のトレーニングが必要とされる。

5. 国及び地方公共団体が支援すべき範囲 (活動) は何か。

- 民間団体が現状では対応できていない部分 (活動) に対して、国及び地方公共団体はそれぞれどこまで支援を行うべきか。

現在民間援助団体が行うことができない活動で、国、地方公共団体で行うべき支援は以下のとおりである。

被害者への経済的支援

被害者への補償制度、緊急的かつ一時的な被害者への経済支援、
税制上の優遇、医療費の無料化等

安全の確保

DV 被害者や虐待児童以外の被害者の緊急的なシェルター、24 時間レイプクライシスセンター (民間でもよいが、現状は困難、女性の一時保護所がその機能をもつことはできないか?)

専門的支援

地方公共団体での被害者相談窓口、担当者 の設置。特に福祉事務所や協議会で重要。また、自治体病院での被害者支援の推進 (救命救急などにおける被害者への対応、精神科における専門治療)、特に精神保健福祉センターでの被害者相談の推進など

その他

¹ 石井朝子：米国における被害者援助の歴史と現況。藤森和美編著：被害者のトラウマとその支援，東京，誠信書房，pp90-118，2001

- ・ 地方自治体による活動場所の提供、低額での貸与
- ・ 学校教育での被害・加害予防、被害者対応教育
- ・ 国による地方自治体の被害者支援への助成
- ・ 国による被害者支援活動の評価等のための全国調査の実施
- ・ 国による地方自治体への情報提供、活動支援

6. 資金面での支援に代替しうる具体的な人的・物的な面での支援は可能なのか。

- 広報面での協力、情報提供、調査研究、庁舎の使用など財政的支援以外の民間団体に対する具体的な支援内容の抽出・把握

この情報については不明である。

別紙 1 日本の犯罪被害者に対する民間支援団体

国立精神・神経センター精神保健研究所

中島聡美

1. 主に支援者が中心となっている団体

(1) 犯罪被害全般

全国犯罪被害者支援ネットワーク	
法人格	無
事務局	東京医科歯科大学難治疾患研究所内
HP	http://www.nnvs.org/
設立時期	1988年5月
財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク事務局は、(財)犯罪被害救援基金、(財)セコム科学技術振興財団、(財)日本財団、(財)日本損害保険協会 など ・ 各団体は、個人や法人の寄付、団体等(特に日本財団) 地方自治体からの助成金
規模	全国(40都道府県)42団体
目的	<p>被害者支援に関する社会への広報・啓発・教育 全国各地の民間援助組織設立の推進と連携 援助スタッフの教育と研修 被害者の権利擁護のための施策、法整備のための活動 自助グループへの支援と連携</p> <p>* ネットワーク事務局での相談業務なし</p>
支援活動	<p>* 加盟各団体の規模や状況によって異なる</p> <p>電話・面接相談 直接支援活動(法廷付き添いなど) 自助グループ活動の支援 一般社会への啓蒙、教育</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加盟団体数多く全国規模 ・ スタッフは民間ボランティアのほか、精神科医、臨床心理士、弁護士その他専門家が関わっているところもある ・ 警察との連携が密 ・ 加盟団体によって活動内容には差がある ・ 早期援助指定団体では、警察情報に基づき直後からの支援が行われる

(2) 性暴力被害

女性の安全と健康のための支援教育センター	
法人格	NPO 法人
事務局	〒113-0033 東京都文京区本郷 1-25-4 ベルスクエア本郷 7F FAX : 03-5684-1412
HP	http://www.rose.ne.jp/~shienkyo/index.htm
設立時期	1999 年秋
財源	寄付、事業費、助成金
スタッフ	代表は弁護士、法律、医療、社会福祉、教育、女性運動などの分野の専門家
対象と目的	性暴力（DV、強姦、セクシャルハラスメント）の被害女性を支援する支援者のためのネットワーク
活動	性暴力被害にあった人の支援者にむけた公開講座、研修講座、教育・研修プログラムの開発、テキストの制作 行政機関、学校、法人などへの研修企画、講師派遣 支援者のためのグループ検討会 支援者によるネットワークの形成 支援にたずさわる関係機関との連携 性暴力被害専門看護婦・医師養成テキストの制作 センター通信の発行
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者（特に専門家）を支援する団体 ・ 被害者への直接の支援はない

東京強姦救援センター	
法人格	無
事務局	〒136 - 8691 東京都江東区城東郵便局私書箱 7 号 TEL : 03 - 3207 - 3692
HP	http://www.tokyo-rcc.org/
設立時期	1983 年 9 月
財源	寄付、賛助会員による賛助会費
スタッフ	女性ボランティア、女性弁護士、女性婦人科医師
規模	東京 1 箇所のみ
対象と目的	強姦、性暴力の被害者の電話による健康、法律相談と社会啓発
活動	電話相談（水曜 午後 6 時から 9 時、土曜午後 3 時から 6 時） 強姦を容認、助長するものへの告発活動 強姦の問題を正しく認識してもらうための社会啓発講座

	講師派遣 ブックレット(「もし強姦の被害にあったら」)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 日本ではじめての強姦被害者の相談センター 電話相談のみ

S&S(survivors & supporters)ネットワーク	
法人格	無
事務局	浜松市?
設立時期	1998年4月
HP	http://homepage3.nifty.com/S-SNET/index.htm
財源	会費
スタッフ	被害体験者、一般ボランティア、専門家
対象と目的	性的暴力の被害者への相談、支援及び地域支援団体のネットワークづくり
活動	ネットワークの形成(定例会) 公開講座 自助グループ活動支援 情報提供(パンフレット、HP等) 支援活動(法廷付き添いサービス)

女性ライフサイクル研究所	
法人格	有限会社
事務局	大阪本社 TEL 06-6354-8014 / 京都支所 TEL 075-213-7115
設立時期	1990年10月(法人化 2002年~)
HP	http://www.flcflc.com/corpo/index.html
財源	事業収入
スタッフ	臨床心理士中心
対象と目的	犯罪被害に特化しない女性、子供のメンタルヘルス相談
活動	カウンセリング 講座 講師派遣 援助者支援 研究

(3) 配偶者間暴力被害者支援団体

* ごく一部の団体の紹介です。

東京フェミニスト・セラピーセンター	
法人格	無
事務局	東京
HP	http://homepage2.nifty.com/TFtherapy/index.htm
設立時期	1991年2月
財源	事業費(カウンセリング費など)
スタッフ	心理士
対象と目的	DVに限らない問題を抱えた女性
活動	個人、グループ、夫婦親子カウンセリング 自助グループ シェルター

かながわ・女のスペース“みずら”	
法人格	NPO法人
事務局	横浜市神奈川区青木町2-1-613
HP	無
設立時期	
財源	助成金
スタッフ	
対象と目的	DVに限らない女性の相談すべて
活動	国籍を問わず女性及び関係者からあらゆる相談を受け、解決に向けてサポートする。 ○緊急一時保護活動のために、シェルターを常設する。 ○問題の解決に向け、国内外のNGOと広くネットワークを形成する。 ○行政や関係機関と対等な協力関係を図る。 ○社会教育と人権擁護の推進のため、広報や出版をおこない、学習会や研修会に取り組む。 ○その他、目的達成に必要な活動を行う。

(4) 児童虐待防止・相談団体

児童虐待防止協会	
法人格	NPO法人
事務局	
HP	http://www.apca.jp/
設立時期	1990年3月(法人化は2002年5月)

財源	会費、助成金、ホットライン
スタッフ	27名の理事と幹事2名、27名の相談員、会員数385名、理事長は精神科医
対象と目的	児童虐待防止のため、子どもの保護、親の援助等虐待防止の社会システム
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 虐待防止の電話相談（子どもの虐待ホットライン） 2. 研修会・研究報告会の開催（Child Abuse研究会・夏季オープン講座等） 3. 虐待傾向を持つ母親と子どものグループ・ケア活動 4. 講演会・研修会への講師派遣 5. 調査研究（統計報告・社会資源調査） 6. 広報活動（各種リーフレット・ポスター・冊子・APCA通信等） 7. 関係機関との連携（関係機関との懇話会・連絡会・合同カンファレンスの開催等）

子どもの虐待防止ネットワークあいち（CAPNA）	
法人格	NPO法人
事務局	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-4-4-404
HP	http://www2.ocn.ne.jp/~capna/japanesesite/capna_nihongo.htm
設立時期	1995年10月（法人格2000年3月）
財源	会費、賛助会費、寄付、助成金
スタッフ	理事25名、監事3名、事務局スタッフ57名、電話相談スタッフ140名、弁護士団弁護士86名
対象と目的	児童虐待の防止
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電話相談 2. 危機介入 3. 援助・予防 4. 調査研究 5. 広報啓発 6. その他（子どもの虐待防止民間ネットワークの構築、CAPNA弁護士団活動）

2. 当事者（サヴァイヴァー等）が中心となって活動している団体

(1) 犯罪被害・事故

全国犯罪被害者の会（あすの会）	
法人格	無
事務局	東京都
設立時期	2000年1月
HP	
財源	寄付
スタッフ	犯罪の被害者、遺族および弁護士等支援者
対象と目的	犯罪被害者の権利、被害回復制度の確立
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 犯罪被害者の権利回復 2. 被害回復制度の確立 3. 被害者支援（法律相談、法廷付き添い、被害者同士の交流会、報道被害の救済） 4. 啓発活動 5. シンポジウムの開催 6. 広報

少年犯罪被害当事者の会	
法人格	無
事務局	大阪府
設立時期	1997年12月
HP	http://www005.upp.so-net.ne.jp/hanzaihigaisha/welcome.htm
財源	会員の自費、寄付
スタッフ	少年犯罪遺族
対象と目的	少年法の改正等少年犯罪被害者の権利回復
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 少年法改正のための活動 2. 社会にむけての啓発 3. 被害者支援（心理ケア、情報提供、代理交渉、経済的支援）

犯罪被害者きょうだいの会 B&S	
法人格	無
事務局	非公開
設立時期	？
HP	現在 Web アクセス不能
財源	？
スタッフ	犯罪被害によってきょうだいを失った遺族

対象と目的	犯罪被害によってきょうだいを失った遺族の交流と社会への啓発活動
活動	1. グループカウンセリング 2. 語り合いの場 3. 社会への啓発活動

犯罪被害者支援の会 (appui)	
法人格	NPO 法人
事務局	茨城県古河市
設立時期	2002 年 4 月
HP	http://www.npo-appui.com/
財源	寄付
スタッフ	被害者および家族、支援者
対象と目的	この法人は、犯罪被害者とその家族に対し、精神的な心のケアや犯罪被害者の置かれている立場、心情、命の尊さを広く人々に訴えていくことにより、犯罪被害者とその家族の権利の確立及び擁護、平和の推進、医療、福祉、地域安全、子供の健全育成に寄与することを目的とする。
活動	(1) 犯罪被害者サポート事業 (2) 犯罪被害者支援普及啓発事業 (3) 支援交流研修事業 (4) 犯罪被害者支援情報収集提供事業 (5) 支援者海外研修事業

全国交通事故遺族の会	
法人格	無
事務局	東京本部 (地方支部 14 地区)
設立時期	1991 年 4 月
HP	http://www.kik-izoku.com/index.htm
財源	会費 (寄付は受けない)
スタッフ	交通事故遺族。1000 人
対象と目的	交通事故で亡くなった被害者の権利回復 * 救済しよう、交通事故被害者とその家族 * 実現しよう、加害者への厳正な法的制裁 * 回復しよう、交通事故犠牲者の人権 * 撲滅しよう、交通事故と自動車公害
活動	1. 会員同士の交流 2. 社会への啓発 (被害者の人権回復、交通事故撲滅)

	3. 被害者支援（法律相談、傍聴支援） 4. 会員、一般への広報（ニュースレター）
--	--

交通事故後遺症障害者家族の会	
法人格	NPO 法人
事務局	府中市
設立時期	2001 年 8 月
HP	http://www.geocities.jp/koisyo/index.html
財源	会費、寄付、助成金
スタッフ	交通事故被害者とその家族
対象と目的	交通事故の被害者家族を、同じ経験から学んだ知識を活かし支援する市民活動グループ。特に、脳外傷（高次脳機能障害、全身麻痺等）で重度の障害を負った方とその家族の支援
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通事故被害者の人権と尊厳を守る活動。 2. 交通事故後遺障害者の損害回復活動として、刑事・民事裁判の情報提供と支援。 3. 交通事故後遺障害者のリハビリと介護に関する情報の提供。 4. 交通事故の正しい解決を難しくしている諸制度の改善を求める活動。 5. 交通事故後遺障害者が安全に社会参加出来るようバリアフリーを求める運動。 6. 交通事故を減らすため、被害者の目を見た安全施策を求める活動。

(2) 性暴力被害

日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン（JUST）	
法人格	NPO 法人
事務局	東京都
設立時期	1997 年
HP	http://www.just.or.jp/
財源	寄付
スタッフ	様々なトラウマのサヴァイヴァーと支援者（精神科医、心理士など）
対象と目的	いじめ、児童虐待、言葉による暴力、家族関係、人間関係などの様々の要因によるトラウマに苦しむ人たちを対象に仲間との出会いを通して問題解決と自己の成長をはかることを目的とする。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 有料電話相談 生きにくさを感じている者の相談にカウンセラーが対応。

活動	<p>2. グループワーク・ワークショップ 仲間と出会い、気持ちや経験を分かち合う。専門家によるセラピーやワークも取り入れてる。現在は男性問題に力を入れており、男の放課後グループ・配偶者への暴力加害者（男性）のための治療プログラムを実施。</p> <p>3. ボランティア養成講座 家族、トラウマに関する心の問題に対応できる人材の育成</p> <p>4. 講演会・講座 関心のある方や一般の方に向けて、広く虐待やトラウマについての知識を知っていただくために、講演会や講座を開催</p> <p>5. 無料電話相談 同じような経験を持つ仲間との、電話による分かち合い</p> <p>6. ミーティング 仲間とのあいだで自身の体験や感情を分かち合う</p>
----	--

広 報 資 料	犯 罪 被 害 者 実 態 調 査 報 告 書 の 概 要 に つ い て	平 成 1 5 年 1 2 月 1 8 日 給 与 厚 生 課
<p>1 調査の趣旨 犯罪の被害者及びその遺族(以下「被害者等」という。)の実態を明らかにするとともに、警察や関係機関・団体等が被害者等を支援するために行ってきた施策がどのように被害者等に受け止められ、いかなる効果を収めてきたかを検証することを目的として実施。</p> <p>2 報告書の概要</p> <p>(1) 調査方法</p> <p>ア 実施主体 被害者学、精神医学等の専門家から成る犯罪被害実態調査研究会(座長の椎橋隆幸中央大学法学部教授以下6名の委員等で構成)において調査を実施。</p> <p>イ 調査対象等 平成10年から12年の間の被害者等を対象に、精神的影響、二次的被害の状況、援助状況とニーズ及び関係機関の対応状況等について、アンケート形式の調査を実施。1,269名の被害者等へ調査票を送付し、852名から有効回収(回収率：67.1%)。</p> <p>(2) 調査結果</p> <p>ア 被害者等の意識・援助のニーズに関する分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等は、事件直後から精神的影響や二次的被害を受けており、特に、PTSDスコアを用いての分析では、被害者遺族、女性の身体犯被害者及び性犯罪被害者については、一定期間経過後も精神的影響が深刻である状況が判明。 ・ 被害者等のニーズに関しては、「そばで話を聞いてくれること」及び「警察や病院への付添い」の要望が高く、かつ、実際に援助が行われている一方で、「カウンセリング」等については、特に被害直後の段階での要望が高いものの、十分な対応がなされていない状況が見られた。 <p>イ 警察等関係機関・団体等の被害者支援等に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察の対応に対する総合的な評価では、「満足」(34.6%)が「不満」(29.7%)をやや上回ったが、個別施策(「被害者の手引」の配布、事情聴取時の配慮等)に対する評価では、年々これらの施策が定着しつつあるものの、なお一層の確実な実践が望まれる状況が見られた。 ・ 今次調査の回答者が被害に遭った時期(平成10年から12年)は、関係機関(検察、弁護士会)や民間団体による被害者支援が本格的に定着化する前でもあり、これら機関・団体の活動の認知度や利用状況が低調である状況が見られた。 <p>3 報告書の活用 被害者等のニーズに的確に対応した支援を推進するため、報告書の内容を部内に周知するとともに、必要に応じ被害者支援に取り組んでいる関係機関・団体等にも参考として提供することとする。</p>		<p>1 頁</p> <p>2～6 頁</p> <p>6～8 頁</p> <p>8～14 頁</p> <p>15～18 頁</p>

犯罪被害者実態調査報告書（概要）

調査の概要

1 調査目的

犯罪の被害者及びその遺族（以下、「被害者等」という。）の実態を明らかにするとともに、警察や関係機関・団体等が被害者等を支援するために行ってきた施策がどのように被害者等に受け止められ、いかなる効果を収めてきたかを検証する。

2 実施主体

犯罪被害実態調査研究会

座長 椎橋隆幸 中央大学法学部教授

委員 奥村正雄 同志社女子大学現代社会学部教授

小西聖子 武蔵野女子大学人間関係学部教授

三邊夏雄 横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授

辰野文理 常磐大学国際学部助教授

渡邊和美 科学警察研究所防犯少年部環境研究室主任研究官

（肩書は、同会発足時のもの）

3 調査対象者

平成10年から平成12年に犯罪の被害に遭い、各都道府県警察で対応した被害者等（事件解決の有無は問わない。）

4 調査方法

調査対象者を、被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者及び財産犯被害者の4つの区分とした上で、それぞれの区分ごとに500人程度の対象者を無作為抽出し、事前に調査趣旨を説明し、同意の得られた被害者等に対して郵送で調査票（質問紙）を送付して実施。

5 回収率

全体で1,269名に対して発送し、有効回収数は852。回収率は67.1%

被害者遺族 74.2%（発送数287 有効回収数213）

身体犯被害者 62.6%（発送数358 有効回収数224）

性犯罪被害者 62.4%（発送数194 有効回収数121）

財産犯被害者 68.4%（発送数430 有効回収数294）

調査結果

1 犯罪被害がもたらす影響について

(1) 事件直後の精神状態等

被害者等の事件直後の精神状態や感情については、「驚いた、信じられないと思った」(86.9% : 「少しあった」と「非常にあった」の合計。以下同じ。)、 「不安だった」(84.1%)、 「運が悪いと思った」(68.3%)、 「誰かにそばにいてほしかった」(53.2%)と回答した者が多くなっている。

事件直後の精神状態や感情 (全体)

	合計	全く なかった	あまり なかった	どちら ともい えない	少し あった	非常に あった	なかった	あった	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
不安だった	728	4.0	6.3	5.6	17.3	66.8	10.3	84.1	124
恥ずかしかった	702	32.6	13.0	13.7	22.5	18.2	45.6	40.7	150
誰かにそばにいてほしかった	709	19.6	11.6	15.7	15.1	38.1	31.2	53.2	143
自分を責めた	713	25.0	12.8	13.5	25.2	23.6	37.8	48.8	139
運が悪いと思った	712	9.4	5.9	16.4	25.7	42.6	15.3	68.3	140
人に会いたくなくなった	709	33.4	16.6	15.9	14.5	19.5	50.0	34.0	143
どこかにいてしまいたいと思った	707	50.6	12.0	11.7	9.5	16.1	62.6	25.6	145
驚いた、信じられないと思った	751	4.3	2.8	6.0	17.0	69.9	7.1	86.9	101
妙に自分が冷静だと思った	714	17.8	12.3	33.6	20.6	15.7	30.1	36.3	138
痛みや感情を感じなかった	705	25.1	11.8	24.0	15.3	23.8	36.9	39.1	147

(2) 二次的被害の状況

事件後に被害者等に起きた出来事及びそれに対する被害者等の二次的被害の認識の有無については、選択項目として挙げられたもののうち、「転居した」及び「職場で配置転換があった」を除くすべての項目で、経験した被害者等の6割以上がその出来事を被害の一部であると感じており、このうち、「精神的ショックを受けた」(94.0% : 「被害の一部である」と少し思う」と「被害の一部である」と非常に強く思う」の合計。以下同じ。)、 「身体の不調をきたした」(88.3%)、 「生活が苦しくなった」(80.6%)、 「治療費などで経済的な負担がかかった」(80.1%)等が高い割合を示している。

事件後の出来事及びそれに対する被害認識 (全体)

		事実の有無			事実に対する認識					(再掲)		無回答		
		合計	事実はあった	事実はなかった	無回答	合計	被害の一部とは全く思わない(1)	被害の一部とはあまり思わない(2)	どちらとも言いえない(3)	被害の一部であると思う(4)	被害の一部であると非常に強く思う(5)		被害とは思わない(1)+(2)	被害と思う(4)+(5)
近所の人や通行人に変な目で見られた	N %	713 100.0	249 34.9	464 65.1	139	214 100.0	39 18.2	13 6.1	18 8.4	59 27.6	85 39.7	52 24.3	144 67.3	35
転居した	N %	689 100.0	112 16.3	577 83.7	163	99 100.0	37 37.4	6 6.1	8 8.1	7 7.1	41 41.4	43 43.4	48 48.5	13
職場で配置転換があった	N %	664 100.0	71 10.7	593 89.3	188	66 100.0	29 43.9	5 7.6	8 12.1	6 9.1	18 27.3	34 51.5	24 36.4	5
仕事をしばらく休んだり、やめざるを得なくなった	N %	693 100.0	243 35.1	450 64.9	159	215 100.0	30 14.0	5 2.3	9 4.2	34 15.8	137 63.7	35 16.3	171 79.5	28
精神的ショックを受けた	N %	740 100.0	654 88.4	86 11.6	112	530 100.0	21 4.0	5 0.9	6 1.1	108 20.4	390 73.6	26 4.9	498 94.0	124
家族のまとまりが乱れた	N %	691 100.0	159 23.0	532 77.0	161	135 100.0	25 18.5	5 3.7	8 5.9	36 26.7	61 45.2	30 22.2	97 71.9	24
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化した	N %	689 100.0	170 24.7	519 75.3	163	150 100.0	27 18.0	12 8.0	12 8.0	46 30.7	53 35.3	39 26.0	99 66.0	20
身体の不調をきたした	N %	705 100.0	387 54.9	318 45.1	147	316 100.0	26 8.2	3 0.9	8 2.5	66 20.9	213 67.4	29 9.2	279 88.3	71
生活が苦しくなった	N %	700 100.0	232 33.1	468 66.9	152	191 100.0	21 11.0	8 4.2	8 4.2	40 20.9	114 59.7	29 15.2	154 80.6	41
治療費などで経済的な負担がかかった	N %	693 100.0	217 31.3	476 68.7	159	181 100.0	22 12.2	7 3.9	7 3.9	29 16.0	116 64.1	29 16.0	145 80.1	36
マスコミから取材や報道を受けた	N %	703 100.0	204 29.0	499 71.0	149	169 100.0	34 20.1	8 4.7	12 7.1	21 12.4	94 55.6	42 24.9	115 68.0	35
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがあった	N %	706 100.0	214 30.3	492 69.7	146	177 100.0	30 16.9	11 6.2	17 9.6	21 11.9	98 55.4	41 23.2	119 67.2	37
警察から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	748 100.0	667 89.2	81 10.8	104	506 100.0	52 10.3	36 6.9	48 9.5	127 25.1	244 48.2	87 17.2	371 73.3	161
検察庁から事情聴取や捜査での対応を求められることがあった	N %	714 100.0	376 52.7	338 47.3	138	301 100.0	38 12.6	13 4.3	28 9.3	55 18.3	167 55.5	51 16.9	222 73.8	75
裁判所の手続で対応を求められることがあった	N %	702 100.0	183 26.1	519 73.9	150	143 100.0	31 21.7	6 4.2	14 9.8	18 12.6	74 51.7	37 25.9	92 64.3	40

(3) 一定期間経過後の精神的影響

被害者等のPTSDスコアを測定することにより、一定期間経過後の被害者等の精神的な影響を調査した結果、被害から2～4年経った時点でも、PTSDスコアの高い被害者等が多く存在していることが明らかとなった。

また、調査対象者区分ごとでは、平均値が最も高いのは被害者遺族で44.1、次いで、性犯罪被害者36.7、身体犯被害者26.6、財産犯被害者15.4であり、概して、女性のPTSDスコアが高くなる傾向が見られる。(PTSDハイリスク者であることの基準は、30点以上とされている。)

注1) PTSD (Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害) とは、日常では見られない非常に強い心的な外傷(トラウマ)から、ストレス体験後も心身に特有な症状が生じる精神障害のことである。

注2) 今回のアンケート調査の中に、一般にPTSDスコアの測定に用いられる質問項目(標準化されたIES-R診断尺度の日本語版)を盛り込んで、PTSDスコアを測定した。スコアは0点から88点の範囲(1項目につき、「全くなし」0点～「非常に」4点)を取り、スコアが高くなるほど犯罪による被害者等の精神的な影響が大きいことを表している。

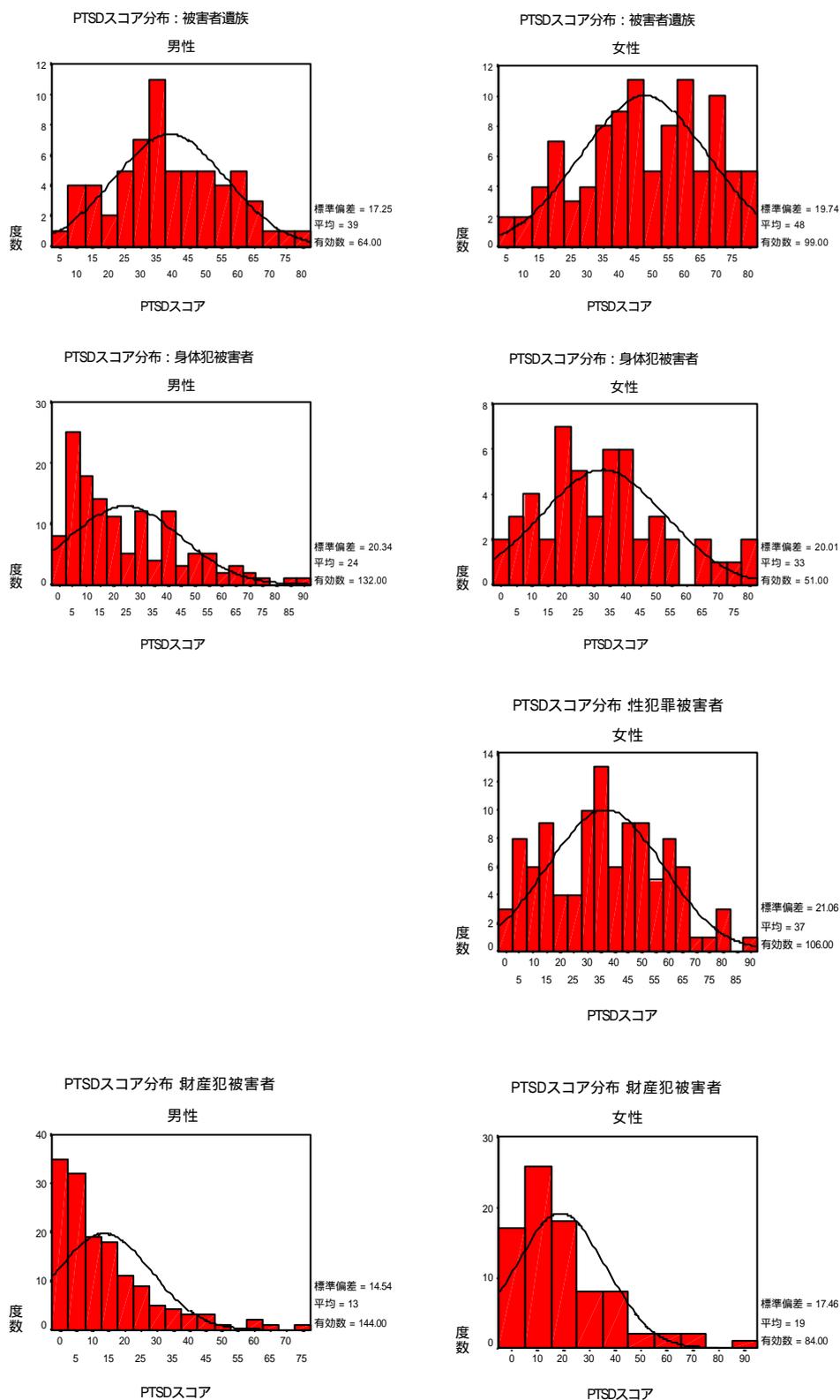
参考【標準化された E S - R 診断尺度の日本語版】

No	項目	全くなし	少し	中くらい	かなり	非常に	下位尺度
1	どんなきっかけでも、事件のことを思い出すと、そのときの気持ちがふり返してくる	0	1	2	3	4	再体験症状
2	睡眠の途中で目が覚めてしまう	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
3	別のことをしていても、事件のことが頭から離れない	0	1	2	3	4	再体験症状
4	イライラして、怒りっぽくなっている	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
5	事件のことについて考えたり思い出すときは、なんとか気を落ち着かせるようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
6	考えるつもりはないのに、事件のことを考えてしまうことがある	0	1	2	3	4	再体験症状
7	事件のことは、実際には起きなかったとか、現実のことではなかったような気がする	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
8	事件のことを思い出させるものには近寄らない	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
9	事件のときの場面が、いきなり頭にうかんでくる	0	1	2	3	4	再体験症状
10	神経が敏感になっていて、ちょっとしたことでどきどきしてしまう	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
11	事件のことは考えないようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
12	事件のことについては、まだいろいろな気持ちがあるが、それにはふれないようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
13	事件のことについての感情は、マシなようである	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
14	気がつくとも、まるで事件のときに戻ってしまったかのように、ふるまったり感じたりすることがある	0	1	2	3	4	再体験症状
15	寝つきが悪い	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
16	事件のことについて、感情が強くこみ上げてくることがある	0	1	2	3	4	再体験症状
17	事件のことを何とか忘れようとしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状
18	ものごと集中できない	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
19	事件のことを思い出すと、身体が反応して、汗ばんだり、息苦しくなったり、むかむかしたり、どきどきすることがある	0	1	2	3	4	再体験症状
20	事件のことについての夢を見る	0	1	2	3	4	再体験症状
21	警戒して用心深くなっている気がする	0	1	2	3	4	覚醒亢進症状
22	事件のことについては話さないようにしている	0	1	2	3	4	回避麻痺症状

PTSDスコア (調査対象者区分・性別)

	性別	度数	平均値	標準偏差
合計	合計	682	28.7	21.930
	男性	342	22.6	19.803
	女性	340	34.8	22.277
被害者遺族	合計	163	44.1	19.217
	男性	64	38.9	17.247
	女性	99	47.5	19.741
身体犯被害者	合計	183	26.6	20.553
	男性	132	24.2	20.342
	女性	51	32.7	20.011
性犯罪被害者	合計	108	36.7	20.969
	男性	2	42.5	20.506
	女性	106	36.6	21.057
財産犯被害者	合計	228	15.4	15.850
	男性	144	13.5	14.540
	女性	84	18.8	17.461

PTSD スコア分布 (調査対象者区分 性別)



度数とは、回答者数のことである。

P T S Dスコアを用いての分析では、上記のほか以下のような特徴が見られた。

- ・ 事件直後の精神状態等とP T S Dスコアの関連性については、事件直後に「どこかに行ってしまいたいと思った」、「人に会いたくなくなった」といった孤立感が見られる場合には、P T S Dスコアも高くなる可能性があり、この傾向は、女性の被害者遺族及び性犯罪被害者の場合に顕著である。
- ・ 事情聴取に関し、「事件のことを聞かれて、そのことを思い出すことによってさらに苦しくなった」と回答した者については、P T S Dスコアが高くなる傾向があるが、事情聴取のペースに気を配るなど被害者等への配慮があった場合には、やや低くなる傾向が見られる。

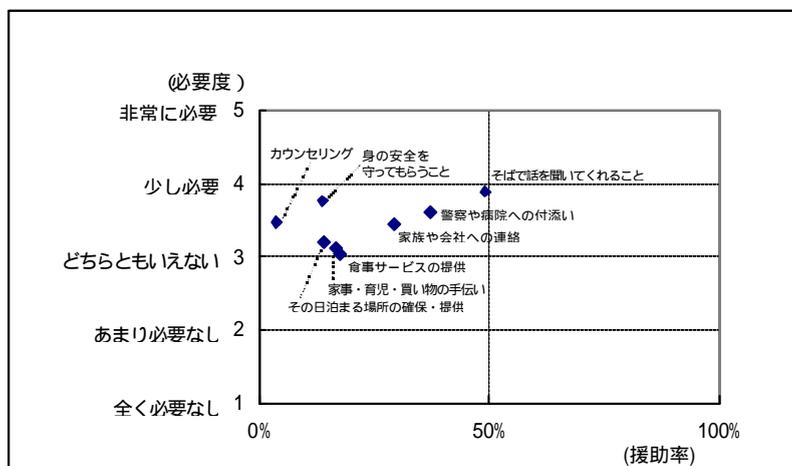
2 被害者等に対する援助活動について

被害者等に対する援助状況と援助ニーズについて、事件直後と事件から2～4年経った調査時点の両方について調査を行った。援助の実施状況及び援助ニーズのいずれについても、事件直後の方が高い割合を示していたが、事件から2～4年経った調査時点でも、ある程度の援助ニーズがあることから、援助を必要としている被害者等への適切な援助の提供が望まれる。

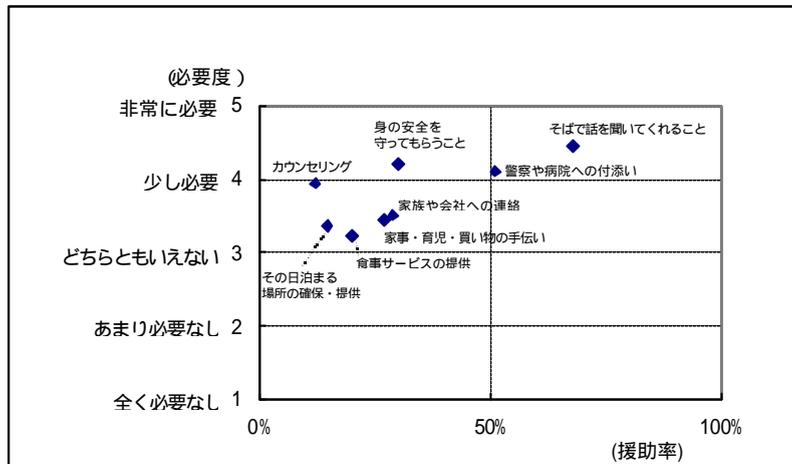
(1) 事件直後

事件直後の援助率（アンケート調査によって得た実際に援助を受けた者の割合）と援助の必要度（アンケート調査で用いた「全く必要なし」から「非常に必要」までの5段階）から、被害者等の援助サービスに係る充足度を見てみると、「そばで話を聞いてくれること」及び「警察や病院への付添い」については、必要度が高く、かつ、援助率も高くなっているが、総じて、被害者等が、まだ十分に必要な援助を受けることができていないことが窺える。

事件直後における援助率と必要度 (全体・男性)



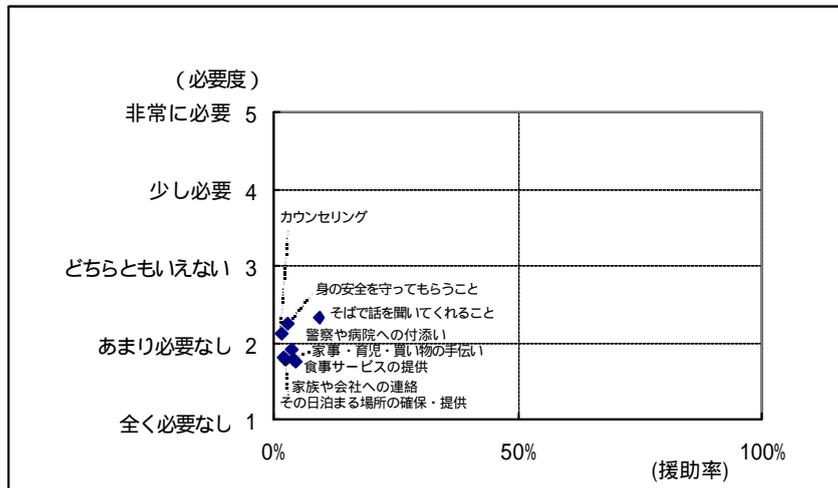
事件直後における援助率と必要度 (全体 :女性)



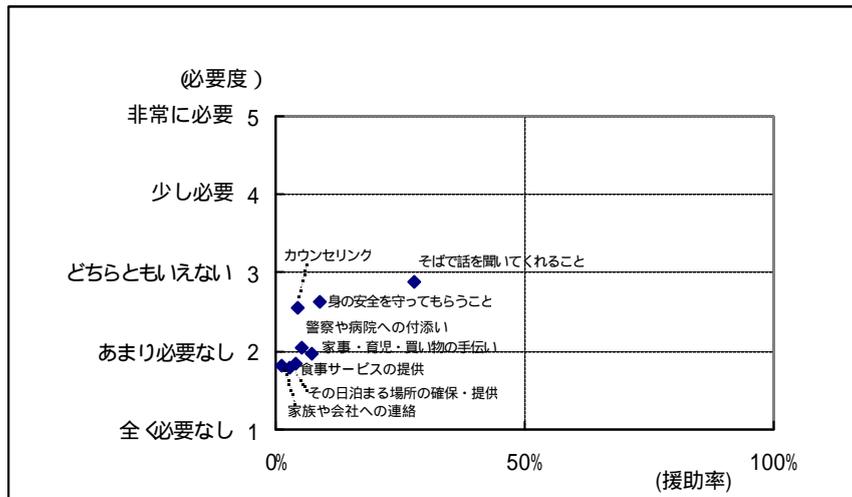
(2) 調査時点 (事件から2~4年位経過後)

調査時点の援助率と援助の必要度については、事件直後に比べ、共に低くなっている。しかし、各項目を比較すると、「そばで話を聞いてくれること」、「身の安全を守ってもらうこと」及び「カウンセリング」に対する必要度が若干高くなっていることから、これらを必要としている被害者等への適切な援助の提供が望まれる。

現在の援助率と必要度 (全体 :男性)



現在の援助率と必要度 (全体 :女性)



3 警察における被害者等への対応

(1) 警察の対応に対する総合的な評価

警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価については、「満足」(「まあ満足」と「十分満足」の合計。以下同じ。) 34.6%、「ふつう」35.8%、「不満」(「不満」と「やや不満」の合計。以下同じ。) 29.7%となっており、「満足」が「不満」をやや上回っている。

警察から受けた対応や支援に対する全体的な評価

	合計	不満	やや不満	ふつう	まあ満足	十分満足	不満	満足	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
全体	793	13.4	16.3	35.8	22.2	12.4	29.7	34.6	59
被害者遺族	204	17.2	13.7	27.5	27.0	14.7	30.9	41.7	9
身体犯被害者	215	14.4	16.3	34.0	23.3	12.1	30.7	35.4	9
性犯罪被害者	116	7.8	19.0	38.8	23.3	11.2	26.8	34.5	5
財産犯被害者	258	12.0	17.1	42.6	17.1	11.2	29.1	28.3	36

(2) 警察における個別施策に対する評価等

ア 被害者等からの事情聴取の際の対応

(ア) 事情聴取

被害者等が警察の事情聴取に際して感じたことなどについては、下表のとおりであり、事情聴取に何らかの負担を感じている者もいる一方で、警察が被害者等に何らかの配慮を示していたとする回答も多く見られる。

警察の事情聴取について (全体)

	合計	全くな かった	あまり なかつ た	どちら ともい えない	少し あつた	非常 にあつ た	なかつ た	あつた	無回答
	N	(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	N
時間的・場所的な負担を感じた	744	14.8	20.4	7.8	30.8	26.2	35.2	57.0	58
同じことを繰り返し聞かれるなど、負担に感じた	746	16.1	22.7	11.7	25.1	24.5	38.8	49.6	56
事件を聞かれ、思い出すことによって苦しくなった	743	20.7	22.5	15.3	21.5	19.9	43.2	41.4	59
自分のペースで話せるように気がついていた	748	9.6	7.8	28.6	32.2	21.8	17.4	54.0	54
事情聴取を行う目的などを説明しながら進めてくれた	759	9.0	11.2	20.2	29.4	30.3	20.2	59.7	43

(1) 事情聴取の場所

被害者等の事情聴取が行われた場所については、調査対象者全体で、「自宅」(38.0%)、「警察署や警察本部の中にある、窓に鉄格子がついた取調室のような部屋」(30.1%)、「警察署や警察本部の中にある、警察内の応接室のような感じの部屋」(21.1%)となっている。

総じて、年を追うごとに、「警察署や警察本部の中にある、警察内の応接室のような感じの部屋」の割合が高くなり、「警察署や警察本部の中にある、窓に鉄格子がついた取調室のような部屋」の割合が減少傾向にあり、特に、性犯罪被害者でこの傾向が顕著である。

事情聴取が行われた場所

		合計	警察の 応接室 のよう な感じ の部屋	警察の 鉄格子 がつい た取調 室のよ うな部 屋	警察の 他の警 察官も いる大 きな部 屋の一 角	自宅	警察の 車の中	その他	無回答
		N	%	%	%	%	%	%	%
全体	合計	787	21.1	30.1	14.7	38.0	5.8	18.4	15
	平成10年	180	19.4	35.0	11.7	36.7	5.0	17.8	5
	平成11年	231	20.3	31.6	17.3	40.7	6.9	15.2	2
	平成12年	250	24.0	29.6	14.8	37.2	6.0	19.6	4
	無回答	126	19.0	21.4	14.3	36.5	4.8	23.0	4
被害者遺族	合計	192	31.8	37.5	13.5	41.1	6.8	10.9	5
	平成10年	48	33.3	31.3	12.5	52.1	4.2	14.6	1
	平成11年	67	25.4	38.8	17.9	35.8	9.0	16.4	0
	平成12年	65	35.4	41.5	12.3	40.0	7.7	4.6	4
	無回答	12	41.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0
身体犯被害者	合計	212	18.4	35.8	20.8	17.9	7.1	29.2	3
	平成10年	47	8.5	38.3	17.0	19.1	8.5	34.0	1
	平成11年	59	27.1	33.9	32.2	18.6	10.2	18.6	2
	平成12年	74	18.9	32.4	16.2	17.6	2.7	33.8	0
	無回答	32	15.6	43.8	15.6	15.6	9.4	31.3	0
性犯罪被害者	合計	119	31.1	53.8	13.4	27.7	10.9	10.1	1
	平成10年	36	25.0	66.7	2.8	13.9	2.8	8.3	0
	平成11年	33	15.2	63.6	18.2	36.4	9.1	9.1	0
	平成12年	34	50.0	41.2	8.8	29.4	20.6	17.6	0
	無回答	16	37.5	31.3	37.5	37.5	12.5	0.0	1
財産犯被害者	合計	264	11.0	9.5	11.4	56.4	1.9	18.9	6
	平成10年	49	12.2	12.2	12.2	55.1	4.1	12.2	3
	平成11年	72	12.5	8.3	4.2	65.3	1.4	13.9	0
	平成12年	77	7.8	11.7	18.2	57.1	1.3	19.5	0
	無回答	66	12.1	6.1	10.6	47.0	1.5	28.8	3

横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

(ウ) 事情聴取を行った警察職員の性別

被害者等が事情聴取を受けた警察職員は、調査対象者全体で、「男」(93.5%)、「女」(6.0%)となっている。

調査対象者区分ごとでは、性犯罪被害者(女性)において、「女」と回答した者の割合が他の調査対象者区分と比べ、非常に高くなっており、女性の性犯罪捜査員など同性による事情聴取が行われていることの現れであると考えられる。

事情聴取を行った警察職員の性別(調査対象者区分・性別)

	合計	警察職員の性別			覚えていない 分からない	無回答
		男性	女性			
	N	%	%	%	N	
全体	合計	751	93.5	6.0	0.5	51
	男性	397	98.7	0.8	0.5	18
	女性	349	87.4	12.0	0.6	33
	無回答	5	100.0	0.0	0.0	0
被害者遺族	合計	189	98.4	1.1	0.5	8
	男性	78	97.4	1.3	1.3	1
	女性	110	99.1	0.9	0.0	7
	無回答	1	100.0	0.0	0.0	0
身体犯被害者	合計	208	97.1	2.9	0.0	7
	男性	146	99.3	0.7	0.0	5
	女性	60	91.7	8.3	0.0	2
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0
性犯罪被害者	合計	110	67.3	30.9	1.8	10
	男性	2	100.0	0.0	0.0	0
	女性	108	66.7	31.5	1.9	10
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0
財産犯被害者	合計	244	98.4	1.2	0.4	26
	男性	171	98.8	0.6	0.6	12
	女性	71	97.2	2.8	0.0	14
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0

横列における「無回答」とは、自身の性別について回答していない者である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

注)「男」と回答している女性の調査対象者の中には、調べ官は男性だが、女性警察職員が補助者として立ち会ったケースも含まれていると考えられる。

イ 警察からの被害者等への情報提供の状況

(ア) 「被害者の手引」の配布状況

被害者等への「被害者の手引」の配布状況については、配布対象者全体で、「もらった」(17.7%)、「もらっていない」(55.3%)、「覚えていない」(27.0%)となっている。経年変化で見ると、全体で、「もらった」という者は着実に増えており、被害者遺族でこの傾向が顕著である。

被害者の手引」の配布状況

		合計	もらった	もらって	覚えてい	無回答
		N	%	いない	ない	N
			%	%	%	
全体	合計	389	17.7	55.3	27.0	11
	平成10年	103	14.6	60.2	25.2	2
	平成11年	117	15.4	56.4	28.2	4
	平成12年	130	23.1	48.5	28.5	2
	無回答	39	15.4	61.5	23.1	3
被害者遺族	合計	202	24.3	48.0	27.7	11
	平成10年	52	19.2	50.0	30.8	2
	平成11年	66	21.2	50.0	28.8	4
	平成12年	72	30.6	44.4	25.0	2
	無回答	12	25.0	50.0	25.0	3
身体犯被害者 (1ヶ月~)	合計	66	6.1	78.8	15.2	0
	平成10年	15	6.7	80.0	13.3	0
	平成11年	18	0.0	88.9	11.1	0
	平成12年	23	8.7	65.2	26.1	0
	無回答	10	10.0	90.0	0.0	0
性犯罪被害者	合計	121	13.2	54.5	32.2	0
	平成10年	36	11.1	66.7	22.2	0
	平成11年	33	12.1	51.5	36.4	0
	平成12年	35	17.1	45.7	37.1	0
	無回答	17	11.8	52.9	35.3	0

横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

注)「もらっていない」との回答には、他の家族等回答者以外の者が手引を受け取ったケースも含まれていると考えられる。

(1) 被害者連絡

a 情報提供に対する希望の有無

被害者等の情報提供に対する希望については、全体的には、「希望した」(24.2%)、「進んで希望はしていない」(74.7%)、「自分から拒んだ」(1.1%)となっており、被害者遺族、全治1ヶ月を上回る身体犯被害者及び性犯罪被害者で要望が強くなっている。

情報提供に対する希望の有無

	合計	希望した	進んで希	自分から	無回答
	N	%	望はして	拒んだ	N
		%	いない	%	
全体	797	24.2	74.7	1.1	55
被害者遺族	194	33.5	65.5	1.0	19
身体犯被害者	209	23.0	76.1	1.0	15
傷害1ヶ月以内	134	18.7	80.6	0.7	12
傷害1ヶ月~	65	33.8	64.6	1.5	1
性犯罪被害者	121	32.2	67.8	0.0	0
財産犯被害者	273	15.0	83.2	1.8	21

注)「進んで希望はしていない」の中には、要望する前に、警察側から被害者連絡の申し出があったケースも含まれていると考えられる。

b 情報提供の頻度

情報提供の頻度については、「かなり頻繁に」、「定期的に」及び「たまに」を合わせた、ある程度の頻度で連絡のあった者は、半数を超えている。

経年変化で見た場合、概ね、「かなり頻繁に」～「たまに」は増加傾向、「ほとんどなし」及び「全くなし」は減少傾向にあり、被害者連絡が徐々に定着しつつあることが窺える。

情報提供の頻度

	合計	かなり頻繁に	定期的に	たまに	ほとんどなし	全くなし	覚えていない	あった	なかった	無回答	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)+(2)+ (3)	(4)+(5)		
	N	%	%	%	%	%	%			N	
全体	合計	419	12.6	13.4	32.5	18.4	13.1	10.0	58.5	31.5	24
	平成10年	102	8.8	11.8	32.4	24.5	13.7	8.8	52.9	38.2	5
	平成11年	122	8.2	14.8	34.4	17.2	13.9	11.5	57.4	31.1	4
	平成12年	141	18.4	14.2	34.0	12.1	11.3	9.9	66.7	23.4	12
	無回答	54	14.8	11.1	24.1	25.9	14.8	9.3	50.0	40.7	3
被害者遺族	合計	177	14.7	14.1	33.9	17.5	8.5	11.3	62.7	26.0	15
	平成10年	42	14.3	7.1	38.1	26.2	7.1	7.1	59.5	33.3	5
	平成11年	62	11.3	19.4	33.9	12.9	9.7	12.9	64.5	22.6	1
	平成12年	60	18.3	11.7	33.3	13.3	8.3	15.0	63.3	21.7	9
	無回答	13	15.4	23.1	23.1	30.8	7.7	0.0	61.5	38.5	0
身体犯被害者(傷害1ヶ月以内)	合計	25	24.0	4.0	28.0	24.0	12.0	8.0	56.0	36.0	0
	平成10年	3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0
	平成11年	5	0.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	40.0	60.0	0
	平成12年	11	36.4	9.1	27.3	18.2	0.0	9.1	72.7	18.2	0
	無回答	6	33.3	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0	50.0	50.0	0
身体犯被害者(傷害1ヶ月～)	合計	59	11.9	10.2	28.8	25.4	15.3	8.5	50.8	40.7	5
	平成10年	15	0.0	13.3	33.3	40.0	6.7	6.7	46.7	46.7	0
	平成11年	17	5.9	5.9	41.2	23.5	17.6	5.9	52.9	41.2	1
	平成12年	20	30.0	15.0	25.0	15.0	10.0	5.0	70.0	25.0	2
	無回答	7	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9	28.6	0.0	71.4	2
性犯罪被害者	合計	117	6.8	17.1	35.0	16.2	13.7	11.1	59.0	29.9	4
	平成10年	36	5.6	16.7	27.8	19.4	19.4	11.1	50.0	38.9	0
	平成11年	31	6.5	9.7	35.5	22.6	12.9	12.9	51.6	35.5	2
	平成12年	34	5.9	26.5	41.2	8.8	8.8	8.8	73.5	17.6	1
	無回答	16	12.5	12.5	37.5	12.5	12.5	12.5	62.5	25.0	1
財産犯被害者	合計	41	14.6	9.8	26.8	14.6	29.3	4.9	51.2	43.9	0
	平成10年	6	16.7	16.7	16.7	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0
	平成11年	7	0.0	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	42.9	42.9	0
	平成12年	16	18.8	0.0	37.5	6.3	37.5	0.0	56.3	43.8	0
	無回答	12	16.7	8.3	25.0	33.3	8.3	8.3	50.0	41.7	0

被害者遺族、身体犯被害者(傷害1ヶ月～)、性犯罪被害者は、警察からの情報提供「希望した」「進んでは希望していない」が対象。身体犯被害者(傷害1ヶ月以内)、財産犯被害者は、警察からの情報提供「希望した」が対象。

横列における「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等である。

縦列における「無回答」とは、本設問に回答していない者である。

c 警察から連絡を受けた情報

全体で半数以上の者が警察から連絡を受けた情報として挙げた項目は、「犯人が検挙されたかどうか」(81.2%)、「犯人の氏名、年齢、住所」(71.4%)、「捜査の進み具合」(53.9%)となっている。

経年変化で見た場合、すべての項目において、平成10年より、平成12年の方が連絡率が高くなっており、被害者連絡が徐々に定着しつつあることが窺え、項目によっては、10~20ポイント以上の上昇率を示している。

警察から連絡を受けた情報 (全体)

	全体		平成10年		平成11年		平成12年		無回答	
	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか	合計	連絡があったか
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
犯人が検挙されたかどうか	382	81.2	85	82.4	108	80.6	136	83.1	53	75.5
犯人の氏名、年齢、住所	378	71.4	85	67.1	106	70.8	137	75.9	50	68.0
捜査の進み具合	382	53.9	86	45.3	109	56.9	134	59.7	53	47.2
犯罪被害給付制度について	373	38.6	86	31.4	108	40.7	131	44.3	48	31.3
裁判の日時、場所や進み具合	361	48.8	85	34.1	102	50.0	128	60.9	46	39.1
加害者が、刑務所等から出所したかどうか	288	14.6	67	11.9	75	16.0	102	14.7	44	15.9
加害者が刑務所等から出所した後の住居地	285	8.4	67	6.0	74	8.1	102	10.8	42	7.1
判決の内容	334	42.8	77	33.8	92	45.7	121	48.8	44	36.4
捜査や裁判の手順	338	33.1	81	18.5	92	35.9	120	40.8	45	33.3
裁判の傍聴の仕方	334	24.0	81	13.6	88	31.8	119	26.1	46	21.7
援助を受けることができる組織、団体等の紹介	335	17.0	78	12.8	91	15.4	119	23.5	47	10.6
弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口	329	7.6	79	3.8	86	9.3	120	8.3	44	9.1
被害回復の方法	330	11.2	76	6.6	89	11.2	120	12.5	45	15.6
保険金の受け取り申請の手続	327	10.7	78	6.4	86	5.8	119	18.5	44	6.8
葬儀社に関する情報	299	8.7	74	4.1	79	12.7	106	10.4	40	5.0

被害者遺族、身体犯被害者(傷害1ヶ月~)、性犯罪被害者は、警察からの情報提供「希望した」「進んでは希望していない」、身体犯被害者(傷害1ヶ月以内)、財産犯被害者は「警察からの情報提供「希望した」の合計値

「無回答」とは、被害に遭った年が不明な者等であるが、本設問については回答している者である。

d 情報提供を望む事項

被害者等が情報提供を望む項目については、「葬儀社に関する情報」を除くすべての項目において、半数を超える人が情報提供を希望しており、情報提供を望んでいる項目は、多岐にわたっている。

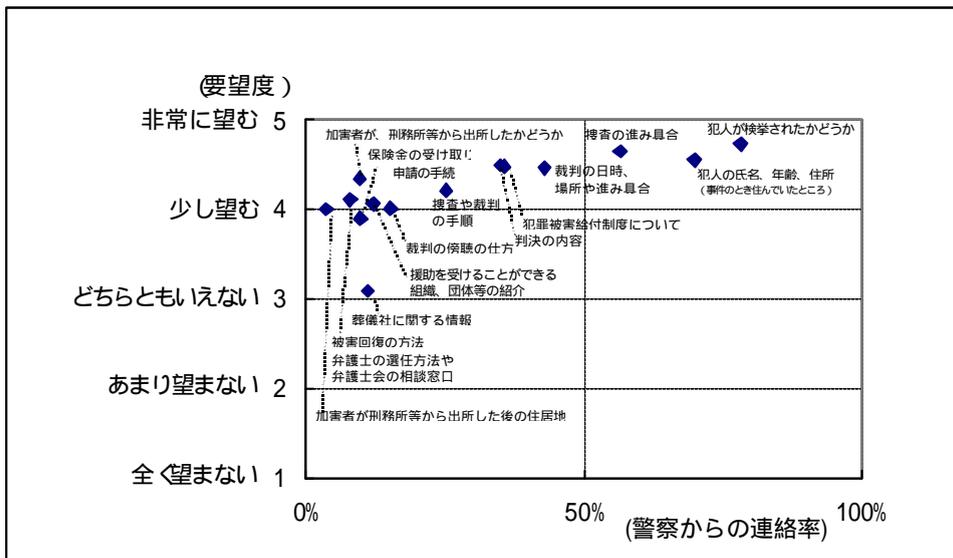
情報提供を望む項目 (全体)

	合計	全く望まない	あまり望まない	どちらともいえない	少し望む	非常に望む	望まない	望む	無回答
		(1) %	(2) %	(3) %	(4) %	(5) %	(1)+(2) %	(4)+(5) %	
犯人が検挙されたかどうか	768	1.4	2.1	3.8	10.4	82.3	3.5	92.7	84
犯人の氏名、年齢、住所	741	3.4	4.0	11.5	16.2	64.9	7.4	81.1	111
捜査の進み具合	736	1.9	2.6	6.9	20.5	68.1	4.5	88.6	116
犯罪被害給付制度について	714	5.2	2.5	17.1	17.9	57.3	7.7	75.2	138
裁判の日時、場所や進み具合	710	5.9	4.2	15.6	17.2	57.0	10.1	74.2	142
加害者が、刑務所等から出所したかどうか	724	6.9	5.5	10.9	13.4	63.3	12.4	76.7	128
加害者が刑務所等から出所した後の住居地	717	10.6	9.3	15.9	12.4	51.7	19.9	64.1	135
判決の内容	710	5.8	3.7	9.0	14.1	67.5	9.5	81.6	142
捜査や裁判の手順	707	6.9	6.2	17.3	18.7	50.9	13.1	69.6	145
裁判の傍聴の仕方	697	7.6	9.6	24.4	16.9	41.5	17.2	58.4	155
援助を受けることができる組織、団体等の紹介	707	7.8	6.4	22.2	20.4	43.3	14.2	63.7	145
弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口	703	8.5	5.5	18.8	21.3	45.8	14.0	67.1	149
被害回復の方法	691	6.7	4.9	21.3	20.5	46.6	11.6	67.1	161
保険金の受け取り申請の手続	686	9.8	7.4	25.2	20.7	36.9	17.2	57.6	166
葬儀社に関する情報	665	23.0	9.5	37.7	11.4	18.3	32.5	29.7	187

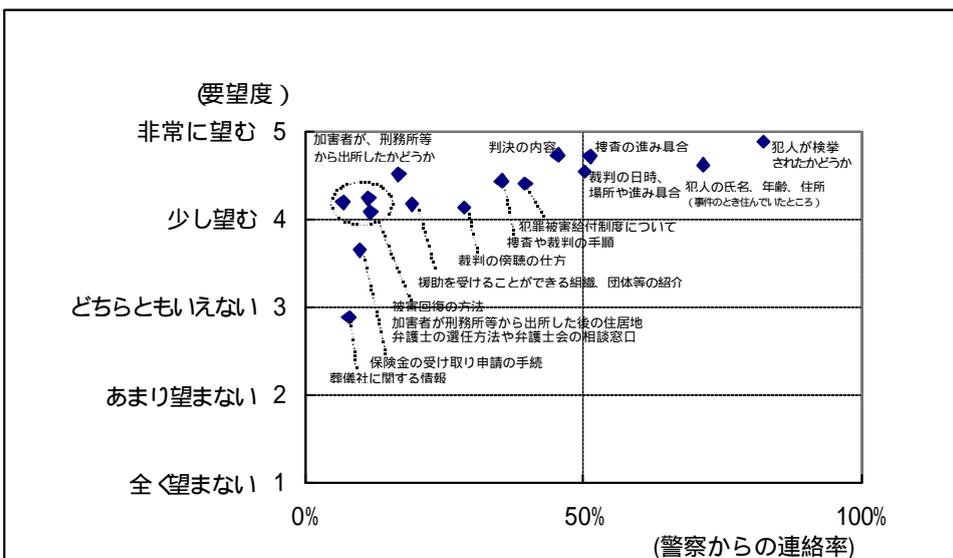
e 情報提供に係る充足度

情報提供について、警察からの連絡率と被害者等の要望度から、被害者等の情報提供に係る充足度を見てみると、「犯人が検挙されたかどうか」、「犯人の氏名、年齢、住所」及び「捜査の進み具合」は、比較的、連絡が行われている。その他の項目にあっては、まだ不十分な面があり、今後、警察を始めとする関係機関・団体等からの情報提供の充実が望まれる。

警察からの連絡率と情報提供に係る要望度 (全体 :男性)



警察からの連絡率と情報提供に係る要望度 (全体 :女性)



4 その他の機関による被害者等への対応

(1) 検察による被害者等への対応

検察庁が行っている被害者等通知制度について、全体で、「被害にあう前から知っていた」(3.2%)、「今回の事件を通じて知った」(41.8%)、「今まで知らなかった」(55.0%)となっている。

検察庁が全国統一の被害者等通知制度を導入したのは平成11年4月であり、調査対象者が被害に遭った期間(平成10年～平成12年)の最中であったことから、「被害にあう前から知っていた」の割合が低くなっていると考えられる。

被害者等通知制度

	合計	被害にあう 前から知っ ていた	今回の事 件を通じて 知った	今まで知ら なかった	無回答
	N	%	%	%	N
全体	409	3.2	41.8	55.0	29
被害者遺族	158	4.4	50.0	45.6	7
身体犯被害者	125	4.8	36.8	58.4	9
性犯罪被害者	81	-	45.7	54.3	6
財産犯被害者	45	-	20.0	80.0	7

本設問は、検察庁又は検察官と接することがあったと回答した者のみを対象としている。

(2) 民間被害者支援団体による支援

事件後、民間被害者支援団体から援助を受けたかどうかについては、調査対象者全体で、「受けた」(8.0%)、「受けていない」(88.2%)、「覚えていない・分からない」(3.9%)となっている。

調査対象者区分ごとでは、被害者遺族で「受けた」が16.0%を示しており、他の調査対象者と比べて高い割合を示している。

なお、全国被害者支援ネットワークは平成10年5月に設立され、調査対象者が被害に遭った期間である平成10年から平成12年は同ネットワークの草創期に当たること、ネットワークに加盟していない民間団体の活動等も現在よりは低調であったことから、民間被害者支援団体から援助を受けたと回答した者の割合が低くなっていると考えられる。

民間被害者支援団体からの援助

	合計	受けた	受けてい ない	覚えてい ない分 から ない	無回答
	N	%	%	%	N
全体	802	8.0	88.2	3.9	50
被害者遺族	206	16.0	79.1	4.9	7
身体犯被害者	214	5.6	90.2	4.2	10
性犯罪被害者	121	6.6	89.3	4.1	-
財産犯被害者	261	4.2	93.1	2.7	33

民間被害者支援団体から受けた援助に対する評価については、全体で、「ふつう」(21人)、「満足」(20人)、「不満」(6人)となっている。

民間被害者支援団体に対する評価

	合計 N	不満 (1) N	やや不 満 (2) N	ふつう (3) N	まあ満 足 (4) N	十分満 足 (5) N	不満 (1)+(2) N	満足 (4)+(5) N	無回答 N
全体	47	3	3	21	12	8	6	20	17
被害者遺族	24	1	1	11	7	4	2	11	9
身体犯被害者	8	1	1	2	2	2	2	4	4
性犯罪被害者	8	-	-	5	2	1	-	3	-
財産犯被害者	7	1	1	3	1	1	2	2	4

(3) 弁護士による支援

弁護士への相談状況については、全体で、「相談した」(21.5%)、「相談していない」(78.5%)となっている。

調査対象者区分ごとでは、「相談した」は、被害者遺族が高く(40.6%)、財産犯被害者が低く(6.0%)となっている。

弁護士への相談状況

	合計 N	相談した %	相談してい ない %	無回答 N
全体	785	21.5	78.5	67
被害者遺族	202	40.6	59.4	11
身体犯被害者	211	22.3	77.7	13
性犯罪被害者	120	20.8	79.2	1
財産犯被害者	252	6.0	94.0	42

弁護士会が設けている犯罪被害者支援相談窓口の認知状況については、全体で、「知らない」(70.1%)、「事件を通じて知った」(15.4%)、「事件の前から知っていた」(14.4%)となっている。

なお、日本弁護士連合会では、平成11年10月に、「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を公表し、各弁護士会における支援窓口の開設等に本格的に取り組み始めたが、この時期は、調査対象者が被害に遭った期間(平成10年~平成12年)の最中に当たっていたことから、今回の調査においては、支援窓口の認知度が低くなっていると考えられる。

弁護士会が設けている犯罪被害者支援相談窓口の認知状況

	合計 N	事件の前 から知っ ていた %	事件を通 じて知っ た %	知らない %	無回答 N
全体	713	14.4	15.4	70.1	139
被害者遺族	188	6.9	28.7	64.4	25
身体犯被害者	188	11.2	12.2	76.6	36
性犯罪被害者	109	9.2	16.5	74.3	12
財産犯被害者	228	25.9	6.6	67.5	66

(4) 被害者等に係る取材・報道の状況

被害者等に対する報道機関からの取材及び報道の状況については、下表のとおりであり、取材や報道があったのは、被害者遺族が最も多く、次いで身体犯被害者となっている。性犯罪被害及び財産犯被害者は、「取材も報道もなかった」者の割合（性犯罪被害者：66.9%、財産犯被害者：79.8%）が高くなっている。

報道機関からの取材及び報道の状況

	合計 N	取材され、 報道もされ た %	取材された が、結局報 道されな かった %	他の人への 取材や警察 の報道発表 等を基に報 道された %	取材も報道 もなかった %	覚えていな い分から ない %	無回答 N
全体	796	14.2	0.8	35.1	46.0	4.0	56
被害者遺族	208	32.7	1.9	51.9	9.6	3.8	5
身体犯被害者	213	15.5	-	50.2	29.1	5.2	11
性犯罪被害者	118	4.2	-	25.4	66.9	3.4	3
財産犯被害者	257	2.7	0.8	13.2	79.8	3.5	37

取材又は報道に関して具体的な項目を挙げ、良かった点と悪かった点を回答してもらった。良かった点については、調査対象者全体で、5割を超えた項目はなく、「自分の深刻な被害等について、世間で広く知ってもらえた」(40.2%)が最も割合が高く、次いで、「今後同じような被害を防ぐのに貢献していると思えた」(39.0%)であった。調査対象者区分ごとでも、いずれの区分でも上記2項目が上位2つとなっているが、性犯罪被害者では、いずれの項目も3割に満たず、やや低めとなっている。

悪かった点についても5割を超えた項目はなく、「名前や写真など出してほしくない情報を出された」(39.6%)、「事実とは違うことを報道された」(34.7%)、「考えていた内容と違うものが報道された」(34.0%)、「隣り近所に取材された」(30.6%)などが高い割合を示している。調査対象者区分ごとでは、被害者遺族でいずれの項目も他の調査対象者区分に比べて高い割合を示している。

取材又は報道に対する評価 (良かった点)

	全体		被害者遺族		身体犯被害者		性犯罪被害者		財産犯被害者	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
自分の被害等について、世間で広く知ってもらえた	316	40.2	135	39.3	114	48.2	32	28.1	35	28.6
今後同じような被害を防ぐのに貢献していると思えた	315	39.0	133	39.1	115	39.1	31	29.0	36	47.2
報道がきっかけで捜査や被害の回復が進んだ	308	12.7	132	12.9	112	15.2	31	9.7	33	6.1
報道がきっかけで制度の改善につながった	304	8.9	130	10.8	110	9.1	31	3.2	33	6.1
自分の気持ちを代弁してくれた	306	16.0	132	18.2	110	18.2	31	6.5	33	9.1
親身になって話を聞いてくれた	300	12.7	127	15.0	109	11.9	31	12.9	33	6.1
事件の状況など知りたいことを教えてくれた	305	20.0	129	19.4	112	19.6	31	25.8	33	18.2
謝礼をくれた	289	3.8	121	4.1	105	3.8	31	6.5	32	-

取材又は報道に対する評価 (悪かった点)

	全体		被害者遺族		身体犯被害者		性犯罪被害者		財産犯被害者	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
事実とは違うことを報道された	323	34.7	140	50.0	117	27.4	31	16.1	35	14.3
名前や写真など出して欲しくない情報を出された	313	39.6	137	58.4	113	30.1	31	19.4	32	12.5
考えていた内容と違うものが報道された	312	34.0	138	51.4	110	24.5	31	19.4	33	6.1
本当に伝えたい部分がカットされた	293	22.2	124	37.1	106	13.2	30	10.0	33	6.1
心情を無視するような強引な取材だった	294	19.4	128	35.2	102	6.9	30	6.7	34	8.8
自宅の敷地内に無断で侵入された	293	15.7	126	30.2	104	3.8	30	10.0	33	3.0
集団で来られた	288	12.8	123	24.4	102	2.0	30	10.0	33	6.1
深夜に来られた	286	10.1	122	20.5	102	1.0	29	6.9	33	3.0
隣り近所に取材された	301	30.6	133	59.4	105	7.6	30	10.0	33	6.1

総括

被害者支援に関しては、警察等関係機関や民間団体等による取組みが充実してきているが、今回の調査を通じて判明した被害実態等に対する認識や支援の実態等を踏まえ、

被害者等が受ける様々な被害に対する社会全体の理解の促進

被害者等のニーズを汲み取った的確な支援の実施

被害者支援のための各種施策の周知の徹底と着実な実践

が望まれる。



参考1

今後の犯罪被害者支援

国立精神・神経センター精神保健研究所
中島聡美



被害者支援とは

- (1) 被害によって障害された機能(心理、身体、社会)の回復を助けること
- (2) 被害によって新たに生じた問題に対処する援助を行うこと
- (3) 被害によって障害された社会や他者との信頼やつながりを取り戻す支援を行うこと

具体的には

- ◆ 情報提供
- ◆ 適切な機関への紹介
- ◆ 様々な手続きの支援
- ◆ 法廷や病院等の付き添い
- ◆ 日常生活支援
- ◆ 精神的サポート
- ◆ 社会への啓蒙活動



日本の被害者支援活動1

- ◆ 昭和49年 三菱重工ビル爆破事件
- ◆ 昭和55年 犯罪被害者等給付金支給法成立
- ◆ 平成3年 犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム開催
- ◆ 平成4年 「犯罪被害者相談室」(東京医科歯科大学難治疾患研究所内)設立
犯罪被害者実態調査研究会による被害者の実態調査
- ◆ 平成7年 阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件
「水戸被害者援助センター(現いばらき被害者支援センター)」設立
- ◆ 平成8年 警察庁「被害者対策要綱」策定、全国警察に通達
警察庁に「犯罪被害者対策室」設置
- ◆ 平成9年 「全国被害者支援ネットワーク」設立
- ◆ 平成10年 「犯罪被害者の権利宣言」(全国被害者支援ネットワーク)
- ◆ 平成12年 犯罪被害者保護二法(「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、
「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」)
公布
「児童虐待の防止等に関する法律」公布
「少年法の一部を改正する法律」公布
- ◆ 平成13年 「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律」公布
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布
- ◆ 平成14年 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則公布
- ◆ 平成15年 10月3日 「犯罪被害者支援の日」(全国被害者支援ネットワーク)
- ◆ 平成16年 犯罪被害者等基本法公布



日本の被害者支援活動2

- ◆電話相談及び面接による心理的援助を中心とした民間被害者支援団体の増設
- ◆警察での被害者対策の拡充
- ◆被害者通知制度や法廷付添いなど刑事司法手続きへの支援の開始
- ◆弁護士への被害者への法律相談の開始
- ◆性被害、家庭内暴力、児童虐待など特定の被害者プログラム
- ◆交通事故遺族、少年犯罪被害者遺族をはじめとするセルフヘルプグループの活動



被害者の需要に応じた支援

(1)被害直後の支援

現場での危機介入、24時間ホットライン、死亡告知、被害者権利などの情報提供、病院への搬送と付添い、シェルターなど安全な場所の提供、被害現場の掃除、危機カウンセリング、短期・長期のカウンセリングの紹介

(2)心理的支援(カウンセリング、精神科医療)

(3)刑事司法手続きにおける支援

刑事司法制度の説明、法廷での付添い、通訳など

(4)補償や保険手続きの支援

(5)医療機関での支援

付添い、移動の支援、手続き上の支援

(6)日常生活の支援(子育ての支援、移動の支援)

(7)自助グループをはじめとする被害者の自助活動の支援



危機介入-被害者本人に対して-

◆ 状態の評価

- 被害者の現在のおかれている状態、身体的な問題、心理的問題
- 生活環境など現在の生活状態、最近のストレス、家族などサポート機能、過去の問題

◆ 安全の確保

- 安全な場所、保護された環境の確保(付き添い、家族を呼ぶ、宿泊、食事や衣服など身のケア)
- 身体的な外傷、産婦人科治療・検査への導入(説明と付き添い)
- 混乱した精神状態の安定化と現実見当識の回復(出来事や現在の感情について本人に話してもらい、情報の提供により、現在の状態についての認識を持てるようにする)

◆ 感情の表出を助ける

◆ 被害者の話を共感を持って傾聴する

- 被害者の思考や感情が異常なものではないことを説明する

◆ 当面の問題について話し合い、対処ができるようにする

- 被害者におこることが予想される心理反応についての説明(パンフレット、ビデオ)
- 司法手続きや医療の必要性についての情報提供
- 必要と思われる機関への紹介
- 窓口としての機能の継続



危機介入

-被害者を保護する立場の人(親、配偶者、恋人)に対して-

◆ 保護者の状態の把握

- 保護者の精神状態、保護者としての機能の有無、以前からの被害者との関係性など

◆ 保護者の不安や動揺への介入

- 不安や事件のショックについての話を聞く
- 感情の表出や状態の把握を助ける

◆ 保護者への心理教育

- 被害者の現在の状態の説明
- 被害者の今後予測される問題
- 被害者の必要としていることと保護者の役割の説明

◆ 今後の対処についての検討

- 保護者の利用可能な資源についての検討
- 当面の対処についての計画
- 継続的な保護者へのサポート

被害者等基本施策によって何が変わるのか？

- ◆ 被害者支援に今まで関わりの薄かった機関(地方自治体、救命救急)の関わりの増加
- ◆ 被害者と関わりのあった機関(警察、検察、裁判所等)での支援の充実
- ◆ 被害者の利用できる制度の増加(犯罪被害者等給付金の増額など)
- ◆ 啓発による被害者の支援需要の増加
- ◆ 民間被害者支援団体への財政援助の可能性

民間被害者支援団体の役割の増大

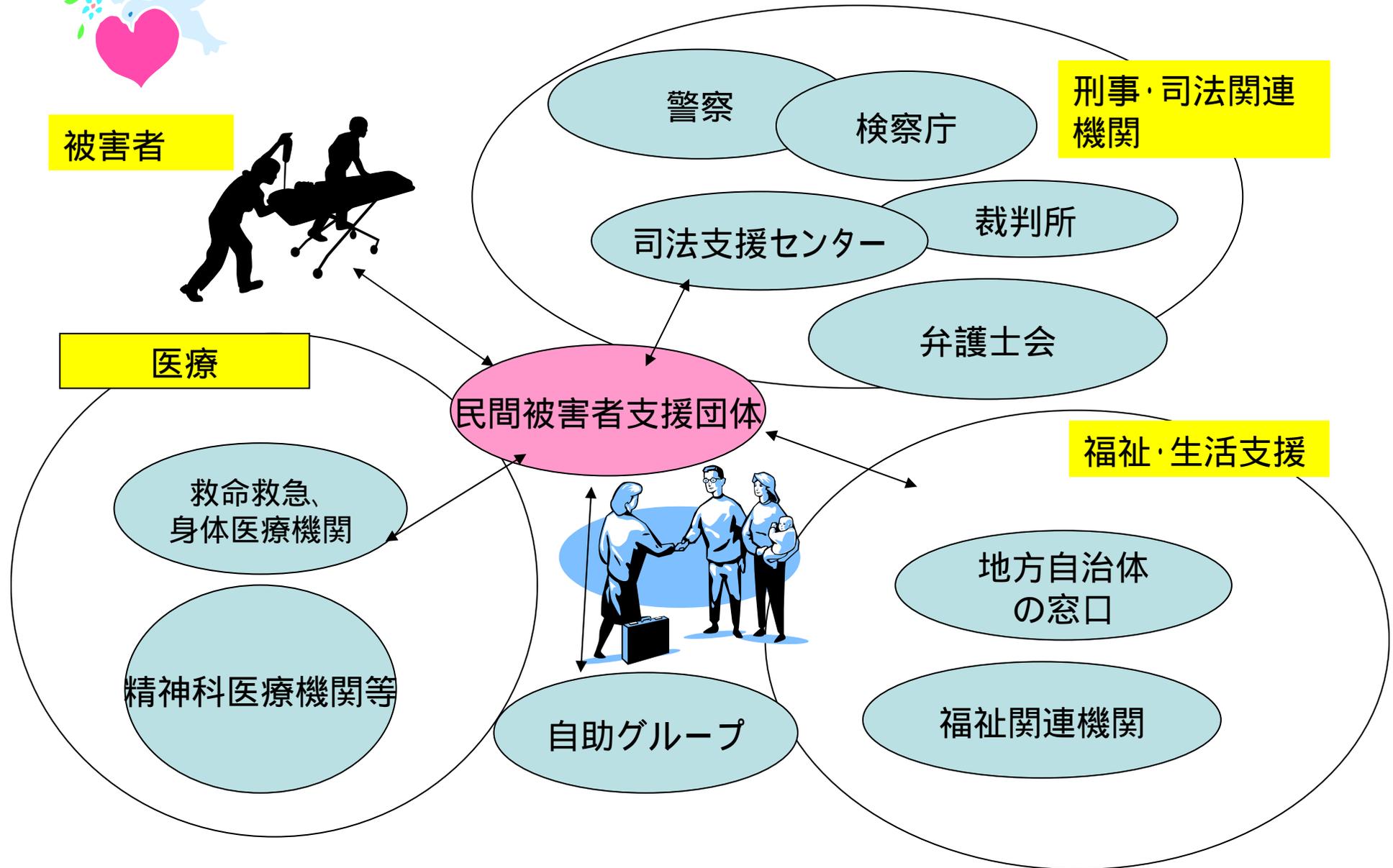
例えば

- ・被害者の相談の増加
- ・様々な制度への情報提供
- ・新たな機関との連携(地方自治体、身体医療機関など)
- ・メンタルヘルスニーズの増加
- ・直接支援や司法手続きへの支援の増加
- ・市民への教育・啓発活動
- ・研修事項の増加

様々な機関や被害者への情報の発信源になる



これからの民間被害者支援団体の役割





民間被害者支援団体に求められるもの

- ◆被害者の抱える多様な問題について対応できる被害者支援のエキスパート
- ◆様々な機関(医療、刑事司法、福祉等)との連携の窓口
- ◆途切れない支援の要
- ◆被害者だけでなく他の機関への情報提供や教育・啓発